

社会福祉法人長浜市社会福祉協議会 寄付金品取扱要綱

令和 7年12月25日制定

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長浜市社会福祉協議会寄付取扱規程（以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、本会に寄せられる寄付金品（金銭及び物品）の適正な受入及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付 規程第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事業等への充当を目的として、本会に寄せられる金銭及び物品をいう。
- (2) 指定寄付 規程第2条第1項第4号に基づき、寄付者が、社会福祉活動を行う特定の団体（本会を除く。）への支援を目的として、その配分先を指定して本会に寄付する金銭及び物品をいう。

(一般寄付の申出及び受付)

第3条 一般寄付を行おうとする者は、「寄付申出書（様式第1号）」を提出しなければならない。

2 一般寄付の受付は、法人本部及び各センター窓口等において行うものとする。

(受入の拒否)

第4条 本会は、寄付の申出が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、受入を拒否することができる。

- (1) 公序良俗に反する条件が付されている場合。
- (2) 物品にあっては、原則として未使用品でないもの、破損、汚損、腐敗等により活用が困難なもの、または保管及び搬送に過大な費用を要する場合。
- (3) その他、本会が受入れることが適当でないと認める場合。

(指定対象団体の要件)

第5条 指定寄付の配分対象となる団体（以下「受配団体」という。）は、長浜市内において社会福祉活動または地域貢献活動を行う非営利の組織とする。

2 前項の受配団体のうち、地区社会福祉協議会・福祉の会及び本会が活動費の助成などをを行う福祉団体等（以下「地区社協等」という。）以外の団体にあっては、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 政治活動、宗教活動または営利を主たる目的とする団体でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団またはその統制

下にある団体でないこと。

3 前項の団体のうち、法人格を有しない団体にあっては、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 規約、会則等を持ち、活動実態が明確であること。
- (2) 適正な経理処理及び金銭管理が行われていること。
- (3) 個人と明確に区分された団体名義の口座を有していること。ただし、やむを得ない事由により代表者個人名義の口座を使用する場合は、団体の金銭のみを管理していることが確認できること。

(指定寄付における利益相反等の排除)

第6条 本会は、寄付者と受配団体との関係が次の各号のいずれかに該当する場合、またはその疑いがあると認められる場合は、指定寄付として受入を行わないものとする。

- (1) 寄付者が、受配団体の代表者または実質的な運営主宰者である場合（同一人物）。
- (2) 寄付者と受配団体の代表者が、親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）関係にある場合。
- (3) 寄付者と受配団体の代表者等との間に、雇用関係（法人の理事・職員等の関係を含む）等の特別な利害関係がある場合。
- (4) 寄付の主たる目的が、特定の個人への私的利息の供与であると認められる場合。

(指定寄付の受付窓口及び申出)

第7条 指定寄付の受付及び審査事務は、原則として法人本部において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地区社協等を配分先とする指定寄付については、各センター窓口において受け付けることができる。
- 3 指定寄付を行おうとする者は、「指定寄付申出書（様式第2号）」を提出しなければならない。
- 4 寄付者は、前項の申出にあたり、申出書記載のチェック項目に基づき、次の事項を誓約するものとする。
 - (1) 指定した受配団体が社会福祉活動を行う非営利組織であること。
 - (2) 前条に規定する特別な利害関係がないこと。
 - (3) 寄付（物品を含む）が私的利息の供与を目的としたものではないこと。
- 5 受配団体が地区社協等以外であり、かつ本会への登録がない団体である場合は、当該団体の規約、役員名簿及び活動内容が分かる資料を添付しなければならない。

(指定寄付の審査及び受入決定)

第8条 本会は、前条の申出があったときは、その内容を審査し、指定寄付としての受入の可否を決定する。

- 2 審査の結果、第5条または第6条の規定に抵触すると判断した場合、あるいは本会の社会的信用を損なうおそれがあると認めた場合は、受入を拒否し、または配分先の指定のない一般寄付としての受入を勧めることができる。

(指定寄付の引渡し及び取消し)

第9条 本会は、前条により受入を決定した指定寄付について、速やかに受配団体へ引き渡すものとする。

2 金銭にあっては受配団体の指定する金融機関口座への振込みとし、物品にあっては現物の引き渡しとする。なお、物品の搬送に特段の費用を要する場合は、原則として寄付者または受配団体の負担とする。

(税務等の取扱い及び免責)

第10条 本会は、寄付金控除の適用について、税法等の規定に基づき適正に処理を行うものとする。ただし、指定寄付に係る最終的な税務判断は所轄税務当局の決定によるものであり、本会が控除の適用を保証するものではない。

2 寄付者が虚偽の申告を行い、または実態と異なる事実に基づき寄付を行ったこと等により生じた不利益について、本会はその責を負わない。

(領収書等の発行)

第11条 本会は、寄付金を受領したときは、寄付者に対して領収書を発行するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項に規定する地区社協等以外の団体への指定寄付を受入れたときは、寄付者に対して受領書を発行するものとする。

3 物品の寄付については、寄付者から請求があった場合に限り、受領書を発行するものとする。ただし、この場合において、当該物品の評価額（金額）は記載しないものとする。

(使途の報告)

第12条 本会は、指定寄付の使途について必要があると認めたときは、受配団体に対し、報告または資料の提出を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、寄付金品の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。